平成２３年（フ）第１５６号
千葉県市原市久保1162番地
債務者　林　加代子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
千葉県鴨川市天津1320番地
債務者　飯岡　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２４号
石川県河北郡津幡町字能瀬へ43番地２
債務者　一木亜由美（旧姓百澤）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
金沢市三口新町３丁目14番20号、従前の住所金沢市辰巳町ト84番地５
債務者　石塚　義一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
長野県大町市大町4159番地イ、前住所長野県大町市大町5838番地14
債務者　櫻井　章敦
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０８号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1037番地、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町福崎新215番地
債務者　小池　武雄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２０号
鳥取県米子市河崎111番地
債務者　藤原　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４号
鳥取県米子市加茂町１丁目16番地　クリーンピア311号
債務者　長野　直枝
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１９０７号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目11番８号
債務者　中岡　富江
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
広島市西区己斐上４－３－16―202、住民票上の住所広島市西区己斐本町３丁目１番14―701号
債務者　福田　光彦
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２号
広島市安佐北区真亀４丁目３番56―504号
債務者　鍛治屋泰彦
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９３号
広島市安佐北区真亀４丁目３番56―504号
債務者　鍛治屋江利子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１号
広島市中区西川口町13番22―602号
債務者　岡田　　直
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地103
債務者　小山　美紀
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７号
山口市小郡下郷106番地８
債務者　岩井　量三
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
山口市大内矢田248番地２
債務者　柴崎　光宏
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
山口県防府市大字新田1487番地の５　ハイツソリティアⅢ105
債務者　櫻田　　孝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係